

自己表現を行う生徒のみなさんへ

令和8年10月
広島県教育委員会



自己表現について

広島県公立高等学校等※入学選抜では、受検生全員に自分自身のことを表現する「自己表現」を行っています。

この「自己表現」は、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」である

自己を**認識**し、自分の人生を**選択**し、**表現**することができる力

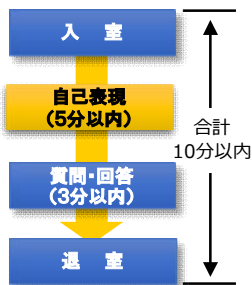
が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために行うものです。

自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してください。

※ 特別支援学校（職業コース以外の知的障害を除く）についても、高等学校に準じて「自己表現」を行います。

自己表現の流れ（一次選抜の場合）

【第2日】



第1日

第2日の集合時刻等の確認を行います。

第2日

自己表現

- 「自己表現」の時間は**5分以内**です。

質問・回答

- 検査官が、みなさんが行った「自己表現」の内容に対して、補足的な質問をします。
- 時間は、回答する時間を合わせて3分以内です。

自己表現の評価表

評価項目	評価基準		
	ア 自己を認識する力	イ 自分の人生を選択する力	ウ 表現する力
5点	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。
4点	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。
3点	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。	自分の得意なことや、自分にとって大切なことなどについて、自分の言葉で表現することができている。

ガイドライン

行っても良いこと

みなさんが、一人で時間内に準備し、実施できることです。ただし、

- 検査場内で実施できないこと
- 他の受検生に影響があること
- 安全面で問題があること

は、行うことができません。

その場合は、事前に撮影した動画や写真を提示することもできます。

使用可能な物品について

みなさんが、一人で検査場まで持ち運ぶことができるもので、

- 安全面で問題がないもの
- 管理上問題がないもの

です。

もちろん何も使わなくても構いません。必要な場合に用意してください。



タブレット等の使用について

タブレット等を持ち込んで、資料や写真などを提示しながら自己表現を行うこともできます。

また、検査場内では実施できないことを事前に撮影し、検査当日にタブレット等を使用して**動画や写真を提示**することもできます。

※ ただし動画は30秒以内のものに限ります。

中学生のみなさんへ

「自己表現」は、自分自身のことについて、自分で選んだ方法で表現するものです。

また、これまで先生が調査書に記載していた特別活動の記録や、スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録などを、みなさんが、**自分自身でアピール**することになっています。

活動の実績そのものを評価する訳ではありませんので、**みなさんの夢や目標を大切にしながら、"自分らしい"中学校生活を送ってください。**

先生や友達に何でも話することができ、相談できる安全で安心な学校生活の中で、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を身に付けることができると思います。

表現内容・方法について

Q 1. 「自己表現」では、自分で考えた内容で、自分に合った方法で表現して良いと聞きました。本当ですか？

A 1. 本当です。

「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために実施します。

自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してください。

Q 2. 「自己表現」はどのように行われるのですか？

A 2. 原則として、個人ごとに面談形式で実施します。一次選抜の場合、第2日又は第3日に自己表現を実施します。

自己表現後は、検査官から、自己表現した内容に対する質問がありますので、回答してください。

Q 3. 歌や楽器の演奏をしても良いですか？

A 3. 可能です。

ただし、大きな音が出るなど、他の受験生に影響を及ぼす恐れがある場合には、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。（Q 5 参照）

Q 4. 禁止されていることはありますか？

A 4. 検査場内で実施できないこと、他の受験生に影響があることや安全面で問題があることは、その場では実施できません。

その場合は、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。

（Q 5 参照）

持ち込み・使用可能な物品について

Q 5. タブレットなどのICT機器を使用することはできますか？

A 5. 可能です。

プレゼンテーションソフトなどを使用して画面を提示しながら実施する場合や、写真等の画像、音声や動画を提示する場合に使用することができます。

ただし、音声や動画は30秒以内のものとしてください。

Q 6. 持ち込んではいけないものや使用してはいけないものはありますか？

A 6. 一人で手に持って検査場内に持ち込めないもの、管理上問題があるものや安全面に問題があるものは使用できません。また、黒板、ホワイトボード、コンセントなど検査会場の備品等は原則として使用できません。

安全面に問題があるもの



手に持って持ち込めないもの



評価について

Q 7. 評価について教えてください。

A 7. 「自己表現」では、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかを評価します。評価の観点は、「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」の3つです。それぞれ、

- ・ 自分は何が好きなのか、自分はどのような人間なのかなど、自分自身のことを認識することができている。

- ・ 自分の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意志で決めることができている。

- ・ 自分自身のことや自分の意見などを、相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて、言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝えることができている。

を評価規準（到達目標）としています。

評価の観点や評価規準は全校共通です。詳しくは、公表している「自己表現 評価の在り方」を参考にしてください。

Q 8. 人前で話すことが苦手です。「自己表現」で不利にならないですか。

A 8. 話すことが苦手なことで直接不利になることはありません。

「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために行うもので、話し方などのテクニックをみるものではありません。

「自己表現」では、自分の好きな歌を歌ったり、楽器の演奏をしたり、自分の作品や賞状などを持ち込むことも可能ですので、言葉や方法を工夫しながら自分自身のことを表現してください。



特別措置について

Q 9. 選択性緘黙等で、話すことが難しいのですが、配慮してもらえますか？

A 9. 「自己表現」でホワイトボードを使用し、筆談で伝える表現も可能です。「自己表現」は、5分以内で、自分自身のことなどを自分で選んだ言葉や方法で表現するもので、話すことが苦手であれば、例えば、ホワイトボードなどを使用し、表現してもらうことも可能です。

自己表現後に、みなさんが行った「自己表現」の内容に対して検査官から質問が行われますが、疾病や障害等を理由に、筆談など口答以外の回答方法を希望する場合や、その他の配慮を希望場合には、事前に入学者選抜に関する特別措置願の提出が必要です。

（特別支援学校については、事前の教育相談等で志願先特別支援学校にお知らせください。）

もっと詳しく知りたい時は

Q 10. 実施できるか、持ち込みができるかどうか不安です。事前に相談することはできますか？

A 10. 実施できるか、持ち込みができるかどうかなど不安なことがある場合には、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先高等学校に問い合わせてください。

また、自己表現についてのQ & Aを教育委員会HPにも掲載していますので、参考にしてください。

★最新情報はこちらをチェック

広島県 入学者選抜制度

検索

